

## 工賃向上の取組について

### 1 趣旨

障害者が地域で自立した生活を送るためには、所得の向上を図ることが重要であり、特に、一般就労が困難である者については、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援していく必要があるため、次のとおり計画等に基づく取組を進めている。

### 2 経過等

平成19年度以降、次のとおり国が定める基本的な指針に基づき、都道府県及び対象事業所が、それぞれ計画を策定して、工賃向上に取り組んでいる。

| 対象期間         | H19年度～H23年度  | H24年度～H26年度   |
|--------------|--|---|
| 国の指針         | 「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針  | 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針                                      |
| 計 画          | 工賃倍増5か年計画  | 工賃向上計画  |
| 策定対象         | * 都道府県<br>* 就労継続支援B型事業所・旧法授産施設（任意）                               | * 都道府県<br>* 就労継続支援B型事業所（必須）                                 |
| 県目標<br>工賃(円) | (H23) 34,000円  | (H24) 12,000円、(H25) 14,000円<br>(H26) 16,500円                |
| 工賃<br>実績     | 県<br>(H18) 10,750円、(H23) 10,936円<br>※ H18～H23 → +186円(+1.7%)     | (H24) 11,829円、(H25) 12,126円<br>※ H23～H25 → +1,190円(+10.9%)  |
|              | 全国<br>(H18) 12,222円、(H23) 13,586円<br>※ H18～H23 → +1,364円(+11.2%) | (H24) 14,190円、(H25) : 14,437円<br>※ H23～H25 → + 851円(+ 6.3%) |

※平成25年4月の障害者優先調達推進法の施行に伴い、同法に基づく「調達方針」を「工賃向上計画」に盛り込み一元化して、計画名を「障害のある人の自立に向けた所得向上計画」とした。

### 3 「支援のための具体的方策」の取組状況（H24年度～H26年度）

| 項 目                  | 取 組 状 況   |
|----------------------|---|
| (1) 岡山県セルフセンターの機能強化  | ○障害者就労事業所サポート人材育成事業<br>* 緊急雇用創出事業により、2名を雇用・配置、育成・活用<br>* 事業期間：H27年1月～28年2月                    |
| (2) 専門家派遣            | ○経営改善、商品開発、営業力強化等のための専門家（中小企業診断士等）の派遣   |
| (3) 各種研修会の実施等        | ○商品改良・PR、障害者優先調達推進等に係る研修会の実施  |
| (4) 事業所と企業間の情報のマッチング | ○情報サイト「ハートネット晴れの国」の開設<br>* 事業所ができる仕事と企業等の発注の情報をマッチング  |
| (5) 農業分野での受託作業等の拡大   | ○連絡会議や実態調査により、事業所の農業への取組み状況や意向に係る情報収集   |
| (6) 販路の拡大            | ○「ハートネット晴れの国」によるインターネット販売の開始<br>○商品ブランドアップ事業により、商品改良と新規の販路開拓<br>○ドラッグストア、SA、コンビニ等にセルフ商品販売コーナー |
| (7) 市町村への働きかけの強化     | ○障害者優先調達等を通じた工賃向上への支援の要請  |
| (8) 経済団体等との連携・協力の推進  | ○経済団体等に対して、企業等の調達推進による工賃向上への支援を要請   |

### 4 「障害者就労施設等からの優先調達の推進」の取組状況（H25年度～H26年度）

- 調達方針を策定の上、全庁的な調達の推進に取り組んだ。
- 市町村と事業所を対象に研修会を開催して、調達の推進に向けた連携の契機とした。

## 次期「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」の策定について

### 1 趣旨

障害のある人の所得向上を図るため、一般就労が困難な方が利用する就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上のための支援とともに、障害者優先調達の推進等を含めた総合的な取組を継続して進める必要がある。

このため、これまでの計画に基づく成果等を踏まえながら、一層効果的に取組が進められるよう、次期の「所得向上計画」を策定する。

### 2 計画の骨子

#### (1) 計画の性格及び位置付け

- ①国が定める「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針に基づく「都道府県工賃向上計画」として策定する。
- ②障害者優先調達推進法に基づく「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針」として位置付ける。
- ③この計画の目標工賃は、障害者総合支援法に基づく「第4期岡山県障害福祉計画」の「工賃の向上」に係る目標として位置付けられている。

#### (2) 計画の期間

- ・平成27年度から平成29年度までの3か年

#### (3) 計画の対象事業所

- ①障害者優先調達の推進に係る部分 障害者優先調達推進法第2条第4項の障害者就労施設等
- ②一般就労への移行促進に係る部分 障害福祉サービス事業所
- ③上記以外 就労継続支援B型事業所

#### (4) 目標工賃

- ・各事業所の目標工賃設定に係る考え方を踏まえ、県としての目標工賃を定める。
- ・すべての事業所の指標となるように、目標として「金額」のほか、「向上率」を定める。

#### (5) 基本的視点

- ・社会や地域のニーズを把握した上で、求められる商品やサービスをその事業所の特色(強み)を活かして提供するという視点を基本とする。

#### (6) 具体的方策

- ・現行計画の枠組みを基本としながら、より効果的な支援となるよう再構成して方策を定める。

##### <方策(案)>

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ○工賃向上支援組織の機能強化      | ○農業分野での取組拡大に係る支援 |
| ○専門機関等の活用に係る支援      | ○販路拡大に係る支援       |
| ○各種研修会の実施等          | ○地域での連携に係る支援     |
| ○企業等からの受注拡大に係る支援    | ○経済団体等との連携・協力の推進 |
| ○事業所の工賃向上計画の推進に係る支援 |                  |

#### (7) その他

- ・「障害者就労施設等からの優先調達の推進」において、調達方針に基づく県の調達推進のほか、地域レベルの行政と事業所の連携を通じた全県的な調達の推進について定める。
- ・「一般就労への移行促進」として、障害福祉サービス事業所から一般就労への移行促進による所得向上について定める。

### 3 スケジュール

- |      |  |
|------|--|
| 2月下旬 | 事業所に対して計画策定に係る意向等調査                                      |
| 3月上旬 | 国の次期の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(案)提示                         |
| 中旬   | 事業所の意向等調査の取りまとめ  |
| 下旬   | 国の次期の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針通知                            |
| 4月以降 | 県の所得向上計画の策定・公表(※策定期限は国の指針で示される。<br>事業所の工賃向上計画の策定 ( 同 上 ) |

# 岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画

## 第1 策定の趣旨

障害のある人の自立を進めるためには、障害のある人の所得の向上を図ることが必要です。

このため、関連の施策等を一元化し、総合的な取組を進め、障害者就労施設等の売上の拡大を通じて、障害のある人の所得の向上を図るため、県内の障害者就労施設等の現状などを踏まえながら、この計画を策定するものです。

## 第2 計画の性格・位置付け

この計画は、国が定める『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』に即した、県内の就労継続支援B型事業所を対象とする工賃向上計画及び国等による

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達法」という。）第9条の規定による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針（以下「調達方針」という。）として位置付けます。

なお、障害のある人の雇用対策など、障害者就労施設等の売上の拡大以外の施策等については、この計画の対象としていません。

## 第3 計画の期間及び対象事業所

### 1 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3か年とします。

### 2 計画の対象事業所

- 調達方針に係る部分                      優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等
- 上記以外                                      就労継続支援B型事業所

## 第4 目標工賃（県内の就労継続支援B型事業所の平均月額）

|        |         |
|--------|---------|
| 平成26年度 | 16,500円 |
| 平成25年度 | 14,000円 |
| 平成24年度 | 12,000円 |

〈参考〉目標工賃を時間額で設定した事業所があることから、その平均値を参考に記載します。

|        |      |
|--------|------|
| 平成26年度 | 170円 |
| 平成25年度 | 161円 |
| 平成24年度 | 143円 |

## 第5 計画の進捗管理

平成26年度までの各年度において、この計画の達成状況を調査し、県のHP等で公表します。ただし、調達方針に係る部分については、別途の取扱いとします。

## 第6 事業所等と県の役割

### 1 事業所等の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があって初めて実現するものです。各事業所は、「工賃向上計画」を作成し、その実現に向けて、管理者が中心となり、事業所の全職員が利用者やその家族等とともに、地域と連携しながら取組を進めます。

## 2 県の役割

県は、各事業所が工賃向上への取組を円滑に進めることができるよう、国の補助金等を活用するなどして関係施策の充実に努めるとともに、調達方針に基づき障害者就労施設等からの調達の拡大に取り組み、この計画に掲げる目標達成を目指します。

## 第7 支援のための具体的方策

### 1 岡山県セルフセンターの機能強化

事業所で生産する製品の共同受注や販路拡大、工賃向上に関する情報収集やその提供など、工賃向上の中核的組織として岡山県セルフセンターの機能強化を図ります。

### 2 専門家派遣

事業所は、経営や専門技術のノウハウに乏しいことから、事業所の経営や生産する製品に関する技術に関しての専門家を派遣します。

### 3 各種研修会の実施等

経営に関する研修や優良事例を紹介する研修等を実施し、管理者や職員の意識の向上を図ります。

### 4 事業所と企業間の情報のマッチング

事業所と企業双方の情報を一元的に管理し、両者をマッチングする仕組みづくりを進めます。

### 5 農業分野での受託作業等の拡大

農作業の受託や農産物の6次産業化など、農業分野における受注機会等の拡大を図ります。

### 6 販路の拡大

各種店舗をはじめ、高速道路のサービスエリア、道の駅、官公庁の売店、商店街の空き店舗など多様な販売拠点の開設やカタログ販売といった新たな販売ツールの開拓など、販路の拡大に向けた取組を進めます。

### 7 市町村への働きかけの強化

地域で障害者を支える仕組みづくりを進めるため、事業所の取組を積極的に支援してもらうよう、市町村への働きかけを強化します。

### 8 経済団体等との連携・協力の推進

情報の提供や経営指導などの協力が得られるよう経済団体や農業団体などとの連携・協力を推進します。

## 第8 障害者就労施設等からの優先調達の推進

障害のある人の工賃向上を進める上で、官公需の拡大が効果的であることから、県では、別紙の調達方針により、障害者支援施設や就労継続支援事業所など県内の障害者就労施設等からの物品等の優先調達に取り組みます。(別紙・略)

## 第9 計画の見直し

経済や雇用等の状況に応じて、随時、この計画の見直しを行います。

## 附 則

この計画は、平成25年5月20日から施行します。